

コニシ株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、コニシ株式会社と称し、英文では、KONISHI CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の物品の製造、販売および輸出入業務

- ① 医薬品、工業薬品（毒物および劇物を含む。）、化学製品、肥料、農薬
- ② 接着剤（毒物および劇物を含む。）、粘着剤、シーリング材（毒物および劇物を含む。）、粘着テープ
- ③ 床用ポリッシュ、柑橘用ワックス
- ④ 離型剤、特殊樹脂およびワックスエマルジョン（各種乳化ワックス）
- ⑤ 洗剤、クリーナー
- ⑥ 防炎剤、防水剤、帯電防止剤
- ⑦ 塗料、顔料、染料、合成樹脂
- ⑧ 産業用ロボットおよび関連機器

(2) 次の物品の販売および輸出入業務

- ① 石油製品、合成ゴム、フィルム、シート
- ② 電子部品用材料、真空蒸着材料
- ③ 清掃用機器、化学機器
- ④ コンピューターハードウェア、通信機器

(3) 建築工事、土木工事、とび・土工工事、鋼構造物工事、塗装工事および防水工事の設計施工請負監理

(4) 前号工事に関連する各種機器および附属品の販売および輸出入業務

(5) 水質汚染防止機器・濾過機器、産業廃棄物処理機器の販売および輸出入業務並びにその設置工事

(6) 不動産の売買、交換、貸借およびその仲介並びに管理に関する一切の業務

(7) 各種損害保険の代理店業務および生命保険の募集に関する業務

(8) 情報提供サービス業務

(9) 金融情報および化学薬品のデータ処理サービス業務

(10) コンピューターソフトウェアの作成および販売業務

(11) インターネットによる通信販売業務

(12) 第二種電気通信事業（インターネットによる通信を含む）

(13) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 億 6, 0 8 0 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 1 0 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 1 1 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置き並びにその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 1 2 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 1 3 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任に当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 前2項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員

である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役3名以内を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(顧問)

第23条 当社は、取締役会の決議により顧問を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任に当たる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第30条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 3 1 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 3 2 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 3 3 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 3 4 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 3 5 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬 等)

第 3 6 条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 3 7 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 3 8 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(中間配当)

第 3 9 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 4 0 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

付 則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第 4 1 条 2 0 2 1 年 6 月 2 2 日開催の第 9 6 回定時株主総会の終結前の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任に関する監査役(監査役であった者を含む。)と締結済の会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議による変

更前の定款第 37 条の定めるところによる。